

令和7年6月定例会 総務委員会（付託）

令和7年6月23日（月）

〔委員会の概要 生活環境部・労働委員会関係〕

出席委員

委員長	古野	司
副委員長	岡本	富治
委員	福山	博史
委員	眞貝	浩司
委員	立川	了大
委員	庄野	昌彦
委員	近藤	諭
委員	梶原	一哉
委員	達田	良子

委員外議員

議員	扶川	敦
----	----	---

議会事務局

議事課長	郡	公美
議事課課長補佐	小泉	尚美
議事課主任	広田	亮祐

説明者職氏名

〔生活環境部〕

部長	飯田 博司
交通・生活安全担当部長	佐藤美奈子
副部長	吉成 浩二
次長（人材確保担当）	福岡 克己
次長（食肉衛生検査所長事務取扱）	都築 謙治
生活環境政策課長	島 智子
県民ふれあい課長	岩田 美穂
労働雇用政策課長	井口 貴弘
労働雇用政策課担当課長	山本 雄史
労働雇用政策課移住交流室長	南部 玲子
多文化共生・人権課長	山田 寛之
交通政策課長	橋本 貴弘
消費者政策課長	城福 隆志
安全衛生課長	中村 卓史
動物愛護管理センター所長	山本 晃久

サステナブル社会推進課長	松本 進一
環境指導課長	加藤 貴弘
環境管理課長	田中 麻理
保健製薬環境センター所長	相原 文枝

〔労働委員会〕

事務局長	坂東 淳
事務局次長	秋山 孝人
審査調整課長	中山 貴晶

生活環境部

【報告事項】

- 徳島県における日本語教育の推進に関する基本方針の策定について（資料 1）

労働委員会

【報告事項】

なし

古野司委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。（10時32分）

直ちに議事に入ります。

これより生活環境部・労働委員会関係の審査を行います。

生活環境部・労働委員会関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところではありますが、この際、理事者側から報告事項があればこれを受けることにいたします。

飯田生活環境部長

この際、1 点御報告させていただきます。

資料 1 を御覧ください。

徳島県における日本語教育の推進に関する基本方針の策定についてでございます。

1、策定の背景・趣旨につきまして、本県における在住外国人数は令和 6 年末に 8,907 人と過去最多を記録し、全国的な人口減少、労働力不足の中、地域経済を支える大きな力となっております。

そこで、在住外国人の方々が円滑に生活し就労できるよう、日本語を学ぶ機会を拡充し、日本語教育を効果的、効率的に進めることを目的として、本県における日本語教育の推進に関する基本方針を新たに策定するものでございます。

2、基本方針の構成案につきまして、在住外国人や外国人を雇用する企業を対象に実施した日本語教育アンケート調査結果を踏まえまして、本県における日本語教育の現状や課題、日本語教育の方向性と県の責務、関係者の役割、日本語教育推進のための施策等を盛り込むこととしております。

3、今後のスケジュール案につきましては、本年7月から、日本語教育に関する有識者や県内の在住外国人、外国人を雇用する事業者などが参画する日本語教育総合調整会議で検討を進め、本年の9月定例会に基本方針の素案を、また議会での御論議、パブリックコメントの実施を経て、11月定例会に成案を報告させていただく予定としております。

報告事項は以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

坂東労働委員会事務局長

本委員会における報告事項はございません。

どうぞよろしくお願いいたします。

古野司委員長

以上で報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは質疑をどうぞ。

福山博史委員

先ほど報告があった日本語教育の推進に関する基本方針について、何点か質問させていただきます。

本県の人口も全国と同様に減少が進んでおり、既に68万人を下回ったことが報道されております。また、私のところにも県内企業から従業員を採用したくてもできないとの声が届いており、人口減少に伴う労働力不足は大きな課題であります。

こうした状況の下、県内で働く外国人の皆さんは、地域の経済を支える大きな力となっているものと考えています。

最近では、県内でも日常的に外国人と思われる人を見かけることが多くなったと感じていますが、まずは県内に住む外国人の状況について教えてください。

山田多文化共生・人権課長

福山委員より、県内に住む外国人の状況に関する質問を頂いております。

今年3月に出入国在留管理庁が公表した資料によりますと、令和6年末時点で徳島県内の在住外国人は8,907人で、前年末に比べて12%増加しております。

国籍別では、ベトナムが2,366人、全体の3割近くを占めて最も多く、次いで中国、インドネシアの順となっております。

在留資格別で申しますと、技能実習が3,109人、全体の35%を占めて最多となっております。次いで永住者、特定技能の順となっているほか、留学が743人、技術・人文知識・国際業務、技人国と呼ばれるものですが416人と、県内には技術系に限らず多様な外国人材が存在しております。

また、厚生労働省の公表ですが、今年1月の公表でございます昨年10月末時点で県内1,299の事業所で、昨年と同じ時期よりも14%多い6,452人の外国人が就労されています。

県内の在住外国人数は、コロナ禍により一時的に減少した年があるものの、これを除け

ば、年々増加する傾向にあります。

福山博史委員

県内で働く外国人は増加しているということです。

一方で、全国的には埼玉県で発生したひき逃げ事件や、三重県で発生した高速道路の逆走事件など、外国人による交通事故が相次いで報道されています。また、今年1月には、兵庫県で発生した踏切事故で2名の中国人が亡くなるなど、外国人が関係する事件や事故、日本人とのトラブルなど、ニュースも耳にします。

これらの事件・事故やトラブルは、日本の文化や習慣、ルールへの理解不足が大きな原因かと思いますが、日本語を十分に理解できないことにも要因があるのではないかと思います。言い換えれば、日本語を理解していれば、未然に防ぐことができたのではないかと考えられます。

県では、これまでも外国人が生活や仕事に必要な日本語を学ぶ日本語教室を開設していますが、徳島市をはじめとする人口が多い地域以外にも外国人は住んでいますので、多くの地域に教室があれば外国人が勉強しやすくなります。

県内の日本語教室の数や、勉強する外国人の人数について教えてください。

山田多文化共生・人権課長

県内の日本語教室の数、あるいは勉強する外国人数に関する御質問でございます。

県では、地域の国際交流協会やNPO法人、あるいは在住外国人の支援団体への委託事業として、徳島市、阿南市、吉野川市の山川町と鴨島町、阿波市、美馬市、美波町、海陽町、藍住町、つるぎ町、以上5市4町10か所で日本語教室を開設しております。令和6年度に、これらの日本語教室で学習した在住外国人は492人、前の年に比べて2.5%増加しております。

また、県の委託事業以外では、徳島市で2教室、鳴門市、石井町、東みよし町で日本語教室が開催されており、県全体では6市6町、15教室が開催されております。

福山博史委員

県内各地において日本語教室が開催されているということですが、より多くの外国人が勉強できるよう事業委託先と連携して、外国人の方への周知や効果的な事業実施に取り組んでほしいと思います。

冒頭、部長から在住外国人や外国人を雇用する企業を対象としたアンケートを実施したという説明がありました。これから策定する方針については、現場の生の声を反映する必要があると考えています。

アンケート調査の結果から、本県の日本語教育には、どのような課題やニーズがあるものと把握しているのか教えてください。

山田多文化共生・人権課長

アンケート調査の結果に関する御質問を頂きました。

在住外国人262人を対象に日本語をどれくらい話せるかを聞いたところ、言いたいこと

が問題なく、あるいは大体伝えられるという回答は、全体の4割程度にとどまっております。日本語教育が十分に行き渡っているとはいえない状況でございます。

また、どうやって日本語を勉強しているかを複数回答で聞いたところ、インターネットやアプリを使って自分で勉強が全体の56%、教科書やテレビを使って自分で勉強が全体で49%となっております。これは日本語教室が十分に活用されていないということを示しているものと認識しております。

自由記述欄を見ると、仕事後の午後6時からオンライン教室を開催してほしい、週末に参加できる日本語クラスを用意してほしい、あるいは文法や読解など、中級、上級の日本語が学べる教室を希望するといった要望が見られます。

一方で、外国人を雇用している企業を対象としたアンケートには25社から回答を頂きました。

県内で開設している日本語教室を知っているかの問いに対して76%が知らないと回答したほか、外国人従業員向けの日本語教育を充実させていく場合、どのような形態での学習機会があればよいかの質問に対しては、72%がeラーニングの活用という回答を頂いております。

これらのことから、外国人、企業、双方に日本語教室が周知できていないという課題があるとともに、オンラインやWebサイト、アプリなどを活用し、時間や場所にかかわらず多様なレベルの日本語が学べる機会へのニーズが高いと考えております。

こうした課題やニーズを踏まえ、日本語教育に関する基本方針に必要な施策を盛り込み、市町村や地域の国際交流団体などの関係機関と連携の上、日本語教育の推進にしっかりと取り組んでまいります。

福山博史委員

外国人労働者の受入れに関しては昨年、育成就労に関連する法律が公布され、2年後には施行されることとなりますが、育成就労で入国した外国人は経験を積んで技術を修得すれば、在留期間の延長や家族と共に日本に滞在できる特定技能へとステップアップすることも可能になっています。

また国では、新たに廃棄物処理をはじめとする3分野を特定技能の在留資格に追加する方針であり、労働力不足が課題となっている事業者にとっては、人材確保のチャンスになるものと期待されています。

さらには、今後は高度な技術を持った外国人材に活躍してもらうことも必要であると思います。

新たに策定する日本語教育の推進に関する基本方針には、様々な観点から施策が盛り込まれると思いますが、これまで以上に効果的に日本語教育が進められるよう、しっかりと検討を進めていただくことを要望して、この質問を終わります。

もう一点、我が会派の沢本議員が、先日の本会議の一般質問で、廃棄物の不法投棄対策について質問をされました。

不法投棄等の撲滅に向けて、県をはじめ国や市町村の関係機関が組織の壁を越えて環境保全に連携して取り組んでいく、この度の共同宣言には私も大いに期待するところであります。

そこで、この共同宣言に基づく今後の取組について、詳細な質問をさせていただきます。まず、本県における廃棄物の不適正処理、特に不法投棄の発生状況について教えてください。

加藤環境指導課長

ただいま福山委員より、不法投棄撲滅に向けた共同宣言に関して、不法投棄の発生件数について御質問を頂きました。

環境省の公表データによりますと、平成16年には国全体で約20万t発生しておりました不法投棄量、近年では年間三、四万tの発生となっておりまして、この20年間で全国的に不法投棄量自体は減少傾向にあるものと認識しております。

本県におきまして最近5年間で把握しております不法投棄、また野焼き等の不適正処理の件数につきましては、R2が48件、R3が53件、R4が68件、R5が70件、R6が65件となっており、毎年60件程度の通報を我々が受けているところでございまして、いまだ相当数の不適正処理があるものと認識しております。

これらにつきまして、現場確認、現地指導とも対応に当たっているところでございます。

福山博史委員

実際には県に通報されていない軽微なものや小規模な事例、県民の目に付かない所で巧妙に行っているものがあると考えられ、実態は更に多いと思います。監視に対応する人員も限られた中で、こうした不法投棄の実態を詳細につかむためには、きめ細やかな情報収集を図っていくことが重要と考えます。

今回、共同宣言の実施に併せて県の公式LINEによる情報提供システムの運用をスタートしたとのことですが、現在までの1か月間の運用状況はどうなっているのか、具体的な対応状況について教えてください。

加藤環境指導課長

福山委員より、県の公式LINEの情報提供システムの運用状況について御質問を頂きました。

共同宣言に併せまして、県の公式LINEのトーク画面に表示されるリッチメニューというところに、不法投棄110番を新たに開設しております。

開設後、約1か月の間に、既に県民の皆様より10件の御報告を頂いておりまして、そのうち、不法投棄の現場情報を迅速に所轄の警察署へ情報共有を行ったところ、署員の方が現場に駆け付けて行為者を発見し、厳重注意を行ったという事例ですとか、あるいは県道や堤防への不法投棄物について、それぞれ道路や河川の管理者に情報提供を行いまして、廃棄物の撤去に至った事例が既にございます。

その他の事例につきましても、このシステムを使うことで、市町村や県警察署、あるいは関係機関との情報共有を迅速に行いまして、現場確認の上、それぞれ改善に向けて関係機関と共に対応に当たっているところでございます。

福山博史委員

共同宣言により関係機関との情報共有を進め、今回のLINEの導入により県民からの通報に対して迅速な対応に取り組んでいただけた状況については分かりました。

不法投棄をしない、させないための抑止力として、普段からの監視体制を強化することが重要になると考えます。

県では、監視カメラの設置など対策の強化を検討しているとのことですが、具体的な計画を教えてください。

加藤環境指導課長

福山委員より、今後の不法投棄対策の具体的な計画について御質問を頂きました。

不法投棄の迅速な対応には、普段から円滑な情報共有が図れるよう、顔の見える関係づくりが重要となります。

県では来月16日に、不法投棄等撲滅・連携ネットワーク会議を新たに創設いたしまして、共同宣言を実施した関係機関の実務担当者による情報交換の場を作り、一丸となって不法投棄対策に取り組めるよう結束の強化を図ってまいります。

また、市町村をはじめ各団体から頂きます情報を基に、不法投棄を普段から監視し行為者を特定、厳しく取り締まることが今後の不法投棄の抑止力となりますことから、監視カメラを設置していくことが重要と認識しております。このネットワークを使いまして監視カメラの設置場所について検討を進めるとともに、会議の開催に併せまして、既に一部関係機関から頂いている情報に基づき、新たな監視カメラを先行して設置するなど、今後の設置拡大に向けて具体的な、例えば撮影する角度や運用の方法について、検証を行っていきたいと考えております。

また、夜間を含めて人の流れが拡大し、不法投棄が増加すると考えられる8月には、夜間一斉パトロールを関係機関の皆さんと一緒に実施することで、取締りの強化を県民に向けても発信したいと考えておりまして、その詳細、実施日時とか箇所についても、このネットワークで検討の上、実施していきたいと考えております。

福山博史委員

これからいよいよ夏本番を迎え、自然豊かな本県では、子供たちをはじめとして、レジャーや野外活動で、海や山、川に出掛ける機会も多くなります。そうした場所が廃棄物が不法投棄されることによって汚染され、健康に被害が出ることをないようにしなければなりません。

不法投棄の撲滅には、厳正に取り締めることはもちろん、見られているという環境を作り、その周知を図ることで普段からの抑止力を高めることが重要と考えます。更なるパトロールの強化に加え、県内全域の監視カメラ設置拡大や重点箇所へ目を引く看板を設置するとともに、関係機関が一丸となって取り組む体制の構築や、その取組内容の情報発信を展開することで県民意識を醸成し、撲滅実現に向けて、しっかりと取り組むことを要望して、質問を終わります。

梶原一哉委員

今の福山委員の関連ですが、これから日本語教育の推進に関する基本方針を定めていく

ということですが、私も定時制・通信制教育に携わっておりまして、今、しらさぎ中学校に県内の企業で働いている外国人、本当にいろんな国の方が来られて勉強されています。日本語教室とはまた違う、ある程度日本語が話せる外国人の方が、本格的に教育を受けたいということで来られているんですけども、日本語のレベルもまちまちかとは思いますが、しらさぎ中学校は非常に国際的な中学校になっておりまして、これからどんどん周知していただきたいと思います。

ここにも書かれていますが、在住外国人の方の労働力が地域経済を支える大きな力になっているということですので、今後しらさぎ中学校もうまく活用していただいて、日本語教育の推進を図っていただければと思いますので、これは要望でお願いしたいと思います。

質問は何点かあります。

昨年の6月議会の一般質問でも質問させていただいたのですが、犬猫の殺処分ゼロに向けての取組について、お伺いさせていただきます。

まずは、この直近3年間ぐらいの殺処分数、譲渡不適とされる犬猫、やむなく殺処分しないといけない犬猫の殺処分数がどれぐらいであったか、まず教えていただければと思います。

山本動物愛護管理センター所長

梶原委員から、直近の犬猫の殺処分の状況について御質問を頂きました。

直近の確定値であります令和5年度の数値は、譲渡頭数が、犬が292頭、猫が83頭、合計375頭、殺処分頭数は、犬が256頭、猫が40頭、合計296頭となっております。

令和6年度の頭数につきましては速報値という形になります。譲渡頭数が、犬が199頭、猫が59頭、殺処分頭数は、犬が279頭、猫が46頭となっております。

令和5年度と比較しますと、譲渡適性のない野犬の収容頭数が増加したために、譲渡頭数が減少し、殺処分頭数が増加したと分析しているところでございます。

梶原一哉委員

令和6年度が279頭ということで、いまだにかなり多くの犬猫が殺処分されているということでございますけれども、昨年度、広島県の認定NPO法人ピースウィンズ・ジャパンと協定を結ばれて、その協定を結ばれた以降の県外への譲渡数であるとか、センターとピースワンコ・ジャパンの連携の状況は今どうなっているのか教えていただきたいと思います。

山本動物愛護管理センター所長

認定NPO法人ピースウィンズ・ジャパンとの協定を結んだ後の状況について御質問を頂いております。

令和7年度に入ってから状況でございますが、譲渡頭数やその他の数値については現在精査中でございます。

なお、譲渡頭数につきましては、公表に際して、全ての譲渡団体の御理解が得られていないという状況でもありまして、相手方のある話でございますので、現時点での公表は差

し控えさせていただきたいと考えているところでございます。

しかしながら、譲渡のネットワークが増えているという状況でございますので、昨年度と比較して増加しているという状況でございます。

梶原一哉委員

公表を差し控えるというのは、何か理由があるのですか。

山本動物愛護管理センター所長

公表を差し控えることについての御質問を頂きました。

繰り返しになりますが、現在、動物愛護管理センターだけではなく、保健所等も含めて数を精査しているところでございます。

さらに、譲渡団体に対して譲渡頭数といったところの公表について、内外の調整が取れていないところでございますので、しかるべき時期を見まして、調整を行って公表していくことを考えております。

梶原一哉委員

分かりました。

まだ協定を締結してスタートしたばかりですので、いろんな絡みもあると思いますので、譲渡のピースワンコ・ジャパンで、どれぐらいの受入頭数があつたとかそのあたりを、また教えていただけるようであれば教えていただきたいと思います。

ずっと活動されている県内のボランティア団体が様々ありますけれども、ピースワンコ・ジャパンも、そことも連携を図りながらやっておられると思うのですが、連携の状況はうまくいっているのでしょうか。

山本動物愛護管理センター所長

県内のボランティア団体との状況について御質問を頂きました。

本県ではこれまで、県内のボランティア団体と連携しまして、民間ボランティア主催の譲渡会への参加のほか、収容された犬猫を、団体のネットワークを活用して県内だけでなく県外へも譲渡するなど、殺処分ゼロに向けた譲渡の促進に取り組んできたところでございます。

そうした取組の結果、譲渡適性のある犬猫につきましては令和3年度以降、4年連続で殺処分数ゼロとなっているところでございます。

今後につきましても、更に取組を進めまして、全ての犬猫の殺処分頭数ゼロを実現するためには、人慣れしておらず攻撃性があるなどの譲渡不適な犬猫を、どのように譲渡につなげていくかが重要となってまいります。

そこで、既に殺処分数ゼロを達成している他の自治体の手法を研究しまして、昨年9月から県内のボランティア団体との連携の下、人慣れ訓練を更に充実させているという状況でございます。

梶原一哉委員

分かりました。

先ほどお聞きしたピースワンコ・ジャパンへの犬の譲渡頭数については、今は公表できないということだったのですが、ここ二、三年の県内のボランティア団体への犬の譲渡数は把握されているのか、どれぐらいの頭数か教えていただけるのでしょうか。

山本動物愛護管理センター所長

直近の県内の譲渡団体への譲渡状況について御質問を頂きました。

令和5年度におきましては、動物愛護管理センターで登録している登録譲渡団体は当時、県内だけでございますので、団体への犬の譲渡が214頭、令和6年度は133頭となっております。

梶原一哉委員

分かりました。

県内のボランティア団体も一生懸命頑張っていただいていますので、今後もピースワンコ・ジャパンとうまく連携していただいて進めていっていただければと思います。

ピースワンコ・ジャパンのホームページを見ると、こういうふうに書いていました。

2023年の環境省のデータによると、犬の殺処分数ワースト1位が徳島県ということで、今年の3月に県と協定を結んで、炭酸ガスによる殺処分機の稼働を止めて、センターに収容されている保護犬の引き出しを開始したとあるのですが、ガスによる殺処分機については反対される方もいらっしゃいますけれども、この稼働は今も止まっていて、今後も基本的には行わないという理解でよろしいでしょうか。

山本動物愛護管理センター所長

犬猫の殺処分の方法についての御質問を頂きました。

炭酸ガスによる殺処分につきましては様々な批判、国際的な動向といったところがございまして、県としましては、全ての犬猫の殺処分頭数ゼロを目指すと同時に、炭酸ガスによる殺処分も早期の廃止を目指していきたいと考えているところでございます。

梶原一哉委員

分かりましたというか、一応は認定NPO法人ピースウィンズ・ジャパンとの協定を結んで以降に、一定期間稼働を止めたという理解でよろしいでしょうか。

山本動物愛護管理センター所長

炭酸ガスにつきましては現在のところ、しないという方向で動いてはおります。今後については、未定のところがございます。

収容頭数やその他の状況によりますが、できるだけしないという方向で動いております。

梶原一哉委員

将来的に全ての犬猫の殺処分ゼロを達成した暁には、当然この機械も無くなるのでしょうけれども、早期に実現することを祈っておりますので、よろしくお願いします。

殺処分される犬に野犬が多いということで、昨年10月からボランティア団体と連携して、野犬をトレーニングする専門のスキルを持ったドッグトレーナーを招いての研修会を行ったということでございますけれども、野犬の譲渡の促進に向けてドッグトレーナーを迎え入れての研修は、成果が上がっているのでしょうか。

山本動物愛護管理センター所長

ドッグトレーニングの成果について御質問を頂きました。

昨年度、社会実験という形で動物愛護管理センターに収容された野犬、譲渡の適性がない犬のうちの10頭を試験的に選びまして、トレーニングを行っております。

このうちの5頭について、既に譲渡が決まり、一般の方へ譲渡できたということで、ある程度の成果は出ている、これからも出ると考えているところでございます。

梶原一哉委員

10頭中5頭が譲渡適になったということで、これは本当に喜ばしいことだと思います。

野犬のトレーニングは非常に難しく、時間が掛かると聞いておりまして、そのスキルを持った方がセンターにいらっしゃらないということです。そういう専門のスキルを持った方に積極的に来ていただいて、どうすればトレーニングがうまくできるのかをしっかりと勉強していただくことが大事だと思います。その辺もしっかり取り組んでいただければと思っております。

最後になりますけれども、動物愛護管理センターにも非常に頑張っていただいております。こうした譲渡の取組を、広く県民の方々に知っていただくために、一般の方々が参加できる犬猫の譲渡会を更に積極的に行っていただきたいと思うのですが、現在の開催状況等、今後こういうことをやるという、何か新しい予定がありましたら教えていただきたいと思えます。

山本動物愛護管理センター所長

今後の譲渡の活動についての御質問を頂きました。

これまで県で認定しておりますふれあい活動犬、友好的で落ち着きがあり、攻撃性の低い保護犬を、動物との触れ合い方や命の大切さを学ぶためのふれあい活動犬として育成しております。これが現在70頭を登録しているところでございますが、このふれあい活動犬が活動している、命の大切さを感じてもらうために、一般の方をはじめ、学校や老健施設を訪問するふれあい教室に加え、保護犬、保護猫の譲渡会の要素を含めた、ふれあい譲渡会を昨年度から開始しております。

この譲渡会を、県防災センターをはじめとして、県有施設や大型商業施設などで開催いたしました。この活動の回数が16回となっております。

梶原一哉委員

分かりました。

いつだったか時期は忘れましたが、ピースワンコ・ジャパンが県庁の前で、ふれあい譲渡会をされておりました。今後、様々な機会を選んで、犬をケージに入れて運んで、

獣医師や様々な関係者がそこに張り付いてやるというのはなかなか大変な作業かと思うんですけれども、動物愛護管理センターは神山町にあって、県民の方にとっては遠いということもありますので、そういう機会をいろいろ、市内で様々な催物があるときは、大変かと思うんですが、できることがあればそういうのも活用していただきたいと思います。

とにかく全ての犬猫の殺処分ゼロ。かつては広島県が殺処分日本一、ワーストワンだったのが、全ての犬猫の殺処分ゼロがほぼできているということでございますので、徳島県も実現できるように御尽力いただければと思いますので、よろしくお願いします。

眞貝浩司委員

何年も前からタクシーの配車アプリのことは聞いていたのですが、この間の報道で見せていただいて、私も年に何回か東京へ行くのですが、どれをどのように、どんなのがいいのか、どのように使うのかというのは、まだまだ機械音痴でアナログな人間なので分からなかったんです。

Uber Taxiが導入されたという報道があつて、Uber Taxiが徳島にも入るということですが、これはスマホで、当然、私はスマホを持っているし、アプリを入れてスマホの操作でタクシーを呼べるということになっているんです。

Uber Taxiを導入された経緯や、Uberアプリは徳島県内だけなのか、それとも東京でも使えるのか、そこを教えていただけたらと思います。

橋本交通政策課長

ただいま眞貝委員より、先日の新聞報道を受けまして、タクシー配車アプリが今どういう導入状況かという御質問を頂いてございます。

まず、タクシーの配車アプリは、利用者の利便性向上を目的としまして、全国的に普及してございます。東京、大阪、福岡といったところは非常に一般的になっており、電話による配車というよりも、アプリによる配車が一般的になっているというのが全国的な状況でございます。

これまで本県においては、配車アプリの導入はごく一部の車両に限られていた状況でありましたが、この度、タクシー配車サービスを行う株式会社電脳交通が、世界各国で普及しておりますUberと連携することによりまして、これまで四国4県はUberが使えなかったところ、Uberアプリによるタクシーの配車依頼が四国4県でも利用可能になったということです。

他の、例えばGOというアプリは使えていたのですが、これも徳島県内ではごく一部、限られた数しか入っていないという状況だったのですが、株式会社電脳交通がUber Japan株式会社と連携することによりまして四国4県、徳島県でもUberが使えるようになったという状況でございます。

報道にありましたように、本県では6月17日時点で3事業者36台の車両にUberが導入されている状況でございます。

眞貝浩司委員

ということは、このアプリを入れると、今言っていた都会や、都会でなくても他県に行ったときに、これが使えるか使えないかは、その県によって分からないということですね。

橋本交通政策課長

ただいま、Uberアプリの他県での利用状況の御質問を頂きました。

数までは承知しておりませんが、大体出張に行かれるような東京、大阪、福岡といった大都市圏という所は必ず入っておりますし、地方においても今、広まっていております。このUberは、徳島県で今、導入されておりますので、県民の皆さんはじめ、スマホにUberアプリを導入していただければ徳島県でも使えますし、他県に行ったときにも、車の検索はしていただかないといけないのですが、利用できるアプリでございます。

眞貝浩司委員

東京で試すよりは徳島で試したほうが、失敗しても怪我が少ないかなと思うところもあります。

それで今、説明の中にありましたが、世界的にUberというアプリが使われているということです。今、徳島にもどんどんインバウンドで外国の方が来られているようでございますので、非常に利便性も良いだろうし、向上にもつながっている、インバウンドの方にも非常に良いものになるんだろうと思います。県内はまだ三十数台ということですが、どんどんこれが広がるよう、県はこれからどのように進めていくか教えていただけますか。

橋本交通政策課長

ただいま眞貝委員より、タクシーの配車アプリをどのように広げていくのかという御質問を頂いております。

委員お話しのとおり、タクシー配車アプリはインバウンドをはじめ、土地勘のない方でも、スマホ上の地図によって出発地とか目的地を検索できまして、タクシーを呼ぶことができるものでございます。

また、これによってキャッシュレス決済も同時に対応とか、多言語対応もできるものになってございます。

タクシー事業者におきまして、これが入ると、限られたタクシー車両を効率良く回せる、運行できるというメリットもございます。国際定期便が就航しまして国際化元年を迎えておりますので、県としてもアプリを広げていきたいと思っております。

具体的には、令和 7 年 2 月補正でお認めいただきましたタクシーサービスデジタル化推進事業費補助金を活用して、タクシー事業者の配車アプリ導入に係る初期費用を支援しまして、導入を推進していきたいと考えてございます。

現在、補助金の申請受付をしているところでございますが、複数のタクシー会社、新聞報道にあった会社とは別の会社からもお問合せを頂いております。県におきまして、県の個人タクシー協会を通じた補助金の御案内でありましたり、タクシー会社の個別訪問、電話による補助金の説明などを通じまして、その普及に努めているところでございます。

この予算を活用しまして、1 台でも多く配車アプリが県内に導入されますよう努めてい

きたいと思っております。

眞貝浩司委員

今、非常に使いやすい地図アプリでは、画面上に地図が出て、場所が分かって、そこへ呼べるということで、非常に便利な機能だろうと思いますが、失敗談で、ホテルのフロントで配車アプリを使ってタクシーを呼んだら、裏口と表口で違う所に来て、いつまでたっても来なかったという事例もあるので、なかなか私は使うことができなかったのですが、非常に使い勝手が良いものだろうと。利用者にとっても、タクシー会社にとっても、非常に良いものだろうと思います。どんどん県のほうは進めていただけたらと思いますので、そのところを要望して、次の質問に移らせていただきたいと思います。

それで先日、報道にもあったのですが、多様な働き方や人材活用を推進することを目的とした徳島マッチボックスについて、お聞きしたいと思っております。

まず8月1日にスタート予定とのことですが、改めて事業概要と、また今の時点でどれぐらい準備ができているのかも併せて教えていただけたらと思います。

井口労働雇用政策課長

ただいま、徳島マッチボックスについて御質問を頂いたところでございます。

本県では、少子高齢化や若者の進学・就職時の都市部への転出などによりまして、人口減少と高齢化が進行しているということで、幅広い産業において人手不足の状況が見られているところでございます。

こうした中、自由な働き方を求める人が増加していることに加えまして、御家庭の事情や、短時間勤務やテレワークなどを求めている方や、労働意欲があり能力を生かしたいと考えられている高齢者など、こういった人材を活用していくことが重要でございます。

そこで、令和7年度当初予算で、デジタル技術を活用し、県内外の多様な労働力を発掘から就職につなぎまして県内企業の人材確保への支援を促進するため、柔軟な就労環境の普及に向けてマッチングシステムを構築していくものでございます。

県が保有し運用する仕組みではなく、県の趣旨に賛同する民間事業者を支援する仕組みとしておりまして、先般マッチングシステムを徳島マッチボックスという名称で、事業を実施していただける事業者を選定したところでございます。

現在、委員お話しのとおり、8月1日の運用開始に向け準備しておりまして、来月7月7日からは県内3圏域におきまして、事業者向けの説明会を実施する予定でございます。

正式オープンに向けて、周知啓発を行ってまいりたいと考えております。

眞貝浩司委員

既に複数の民間業者が同様の事業形態でしているということですが、これを県独自のものに構築するのは、何か理由があって、またどのように活用される見込みがあるのか教えていただけますか。

井口労働雇用政策課長

複数の事業者が事業を行っている中、県独自のものを構築する理由というところでござ

います。

既に、委員お話しのとおり、短時間勤務をマッチングするシステムが、民間事業者で複数存在しているところでございます。

本事業では、県が連携し関わることで、不法な求人やなりすましなどのおそれがないもの、また各種労働雇用に関する法令に定められた、例えば雇用手続きがきちんとできているのかといった点に留意したマッチングシステムの信頼性が上がってくるというところでございます。

この信頼性を通じまして利用者の増加につながり、幅広い世代の潜在的労働力の掘り起こしが進んでいくのではないかと期待しているところでございます。

また、求職者に利用いただくためには、掲載している求人情報が充実していくことが大事でございまして、より多くの企業に参画していただくことが、まず大事であると考えているところでございます。

多くの企業に参加いただく工夫といたしまして、先行している民間事業者と同様、求人募集については無料で掲載するというところでございます。

本システムの運用事業者が設定している採用手数料等々としたしましては、基本的には採用手数料は給与の19%、労務処理費として1勤務当たり500円、給与の立替費用として立替額の1%を示していたところでございますが、初年度におきましては採用手数料の無料キャンペーンを実施するというところで提案がなされているところでございます。他のシステムでは採用手数料がもう少し高額でございますので、比較的安い金額になるのかなと考えているところでございます。

企業側、求職者側、双方にとりまして魅力のあるシステムとなるよう、今後とも事業者と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

眞貝浩司委員

さきに答弁いただいたところなのですが、県民や事業者に広く利用してもらうには、初期段階での周知が極めて重要だと思われま。

スタート時の広報、県民と事業者にどのように周知を図っていくのか教えていただけますか。

井口労働雇用政策課長

スタート時の広報、県民や事業者への周知というところの御質問でございます。

委員お話しのとおり、事業開始時点の前に、しっかりと広報を行っていくことが非常に重要であると認識しているところでございます。

事業者におきましても、認知、普及等々の周知を行うところでございますが、県も支援するというところで、運営主体と連携した周知を行ってまいりたいと考えております。

事業者向けには経済団体を通じた周知に加えまして、共同で事業を実施していただきます株式会社ワークスタッフ、また株式会社エクセレントケアシステムにもそれぞれ御協力いただきまして、取引があります事業者の方にダイレクトメールの送付や電話での案内等を実施しているところでございます。

また、求職者向けには、事業開始前のタイミングで県内の主要施設はもとより、商業施

設での周知に加えまして、県の関係機関、団体のネットワークを活用した案内やインターネット広告、SNSを活用した周知を計画しているところでございます。

眞貝浩司委員

人材不足の中で、条件が合えば働きたいと考えている人など、いかに企業と人材をマッチングさせていくかが重要であると思っております。8月1日から運用されるとのことで、阿波おどり期間もありますので、そうした大規模イベントをうまく活用して、運営事業者だけでなく県においてもしっかりと広報を行うなど、多くの県民に伝わり、このシステムを活用していただけるよう十分な広報周知に努力していただきたいと思います。

また、本年度は採用手数料が無料ということですが、通常の手数料が19%であり、次年度以降は企業にとって負担感があるのではないかとと思うところもあります。

運営事業者がシステムを安定的に運用するためには手数料が必要なのでしょうが、県が関与するシステムでありますことから、今後数年は手数料無料にするなど、企業の負担軽減などの配慮を行っていただきたいということを要望しておきたいと思います。

それともう一点質問させていただきたいのですが、今日、福山委員も梶原委員もおっしゃっていた本県の在住外国人の人数が令和6年末で8,907人という数字が出ていますが、これは就労されている、全部働かれている方の人数ですか。

山田多文化共生・人権課長

眞貝委員から、在住外国人の人数に関する御質問を頂きました。

先ほど申しましたとおり、昨年末の県内の在住外国人は8,907人、このうち全てが働いているわけではございません。例えばお子さんですとか、リタイアされた方も含めてでございます。

時期は違いますが、昨年10月末時点で働いている方の人数は6,452人、こちらは厚生労働省の統計でございます。このように差がございます。御確認ください。

眞貝浩司委員

約6,450人ということですが、その中で、農家の方に来ているとか、期間が決められている中で、いろいろ分類されているではないですか。名前がいろいろあって、この方は2年しかいられないとか、いろいろあると思うんですが、今どのような就労の形になっている方が多いのですか。

井口労働雇用政策課長

外国人の就労の状況でございます。

委員お話しのとおり、日本で働ける在留資格がいろいろございまして、今一番多いのが技能実習という資格でございます。

日本に来ていただいて5年間という期間ではございますが、その間に必要な能力等々が認められると大体5年間は日本で働けるという状況でございます。

これと別に、特定技能という資格が新たにできておりまして、技能実習制度自体は今後2年以内に廃止され、新たに育成就労制度に変わっていくというところでございます。育

成就労から特定技能という在留資格に移りまして、外国人の方に長く働いていただけるという状況です。

また、それと別に、技人国といわれる、留学生からの就職等、必要な専門知識を持っているいわゆる高度人材といわれる形で働いている方と、大きく 2 種類あると考えているところでございます。

今後、いわゆる技能実習から育成就労、特定技能という流れになってまいります。様々な制度が変わっていく段階でございますので、各雇用を考えられている事業者さんにおいて、きめ細やかな制度の周知を図っていきたいと考えております。

眞貝浩司委員

これをなぜ聞いたかといいますと、日本語教育の推進ということなのですが、何年も私の地元、田舎のほうでは、農業の 1 次産業の人とか、建設作業とか、トラックの運転手とか、その他いろいろ人材不足はずっと言われているところです。

外国人の就労の方は、ある意味、資格を取る人材を企業とかは欲しいわけです。外国人の方が今、技能実習で来られていても、農作業で来られていても、力仕事といいますか、単純作業のような形のものしかできないという状況だろうと思うんです。これが車の免許を取れるとか、そういうふうになれば労働環境も変わるだろうし、現場でいろんな仕事、種類が増えてくると思うんです。

今、いろいろと入ってくるルールがございまして、そういうのから変えていくというのは非常に難しいでしょうけど、日本語教育を受ける中で、どのような形で来られているのか分からない。いろんな人がいますが、やはり僕は外国人の方で資格を取れる人の学校みたいなものが必要なのではないかなと。介護士とか、看護師、車の免許もそうですし、土木のほうでも測量とかいろいろあるだろうと思います。そういう資格が取れたら、現場は非常に雇用するのが楽になるといいですか、パイが増えるのではないかなと。

ただ、現状であれば、日本語だけといったらあれですけど、日本語でコミュニケーションをとれるようになれば、非常に現場としても良いのは分かるんです。でも我々、零細企業、中小企業の中では、建設業も含め、いろいろ現場で働いてもらうには、重機も乗ることができれば、運転もできればと、そういうのが非常に多いと思います。

できたら、そのようなものも進めていただけるようにできたらいいという意見だけで、要望はしませんので、意見はさせていただきたいと思います。答弁があるのでしたら頂いて、それで終わります。

井口労働雇用政策課長

すみません、先ほどの質問で、お答えが足りなかったかなと思ったのですが、先ほどの中で、私は特定技能制度という制度を御紹介させていただきました。

これまで技能実習制度は、海外への技術移転という名目で、日本に来ていただいたところでございますが、少子高齢化の中、日本の人材として活躍いただくための制度として、特定技能制度であるとか、育成就労制度というふうに変わっていくものがございます。

特定技能制度でございまして、必要な日本語能力に加えまして、例えば農業であれば、農業の一定の知識や技能が認められますと、在留の期間が延長され、その後、1 号から 2

号へという形で変わりますと、その後、ほぼ永住できるくらいの期間で日本での滞在ができるところでございます。

やはり企業も、特定技能で縁あって徳島に来ていただいた方に、引き続き人材として活躍していただくために、日本語をはじめ必要な技能をそれぞれ習得していくため、支援しているところでございます。

また、農業や介護の部分で、それに向けた対象の技術の取得を支援している状況でございます。

今後、外国人の方に活躍していただかなければならないというところでございます。様々な制度を導入しまして、企業に必要とされる人材を育成できればと考えてございます。

眞貝浩司委員

もう1点。ということは、企業が、外国人就労者に来ていただいて、投資というか、資格を取っていただくというふうにしたら、就労としては長い、就労ビザという一般のものに変わるということではないのですか。

井口労働雇用政策課長

来ていただいている特定技能の外国人の方が、必要な知識や技能を修得でき、一定の資格試験に合格していくことで就労資格が変わっていくと、ほぼ日本に永住できるくらいの資格があるということでございます。在留の資格が変わっていくということでございます。

眞貝浩司委員

分かりました。終わります。

近藤諭委員

梶原委員の関連質問をさせていただきます。

ふれあい活動犬の御報告を頂戴したのですが、これまで16回、実際にふれあい譲渡会を開催されて、3月24日、県庁前でもふれあい譲渡会を開催して、私も参加させていただいて、職員の方とか、来庁者の方が、触れ合って癒やしを与えてもらったといったイメージなんですが、1点だけ。こういう譲渡会によって、実際の譲渡につながったという効果があれば教えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

山本動物愛護管理センター所長

近藤委員から、ふれあい譲渡会の効果について御質問を頂いております。

残念ながら、譲渡会の時に直接譲渡につながったという実績はございませんが、その後譲渡につながったというケースがございます。

ふれあい譲渡会の場におきましては、保護犬を新しい家族として迎え入れる具体的なイメージが湧いたなどの好意的な反応が寄せられていることから、今後もふれあい教室、ふれあい譲渡会だけではなく、あらゆる機会を捉えて、ふれあい活動犬に活動の場を提供し、広く保護犬の魅力を伝えていくことで、動物愛護はもとより、現在、県が取り組んでおります殺処分ゼロに向けた譲渡の取組への理解の醸成につなげてまいりたいと考えています。

ころでございます。

近藤諭委員

実際の譲渡にはすぐにはつながらない、当然、事務的な部分もあると思いますので、その場で譲渡は多分できないと思うのですが、今後こういうふうな活動を続けていただいて、動物愛護管理センターの本来の役目を県民の方に周知してもらいたいという要望と、あと1点。

先ほどの、どうしても炭酸ガスで殺処分しなければならない現状なのですが、実際にそれを執行する職員さんのメンタルケアも十分に気を付けてお願いしたいと要望して、質問を終わります。

達田良子委員

3点ほど質問をさせていただきたいと思います。

一つは、徳島県が取り組んできました賃上げ支援金です。

これにつきましては、成果はどうであったのかが、いろいろ御答弁もございましたけれども、改めて復習のつもりでお聞きしたいのですが、締切日までの申請事業者数、決定件数が幾らであったのか、そしてそのうち正規労働者の数、非正規労働者の申請数が何人だったのかを教えていただけたらと思います。

井口労働雇用政策課長

徳島県賃上げ支援事業の実績について御質問を頂いたところでございます。

徳島県賃上げ支援事業につきましては、12月2日から4月30日まで申請を受け付けまして、実績としては、支給決定件数が1,466件、1,466の事業者から申請がありました。

支給決定の金額のお話をさせていただきますと2億7,890万円でございます。支給対象の人数としましては8,316人でございます。

このうち正規と非正規の内訳でございます。正規の方が1,471人、非正規の方は6,845人という人数でございます。

達田良子委員

この徳島県賃上げ支援事業、徳島県の賃上げは、全国から非常に注目されている、今も注目されていると思うのですが、せっかくの支援事業だったのですが、10億5,000万円ほど付いておりました。

この金額が、ほとんど使われるかなと期待していたのですが、残念ながら、なかなか満額使用というところまではいかなかったということなのです。県としては、この理由について、どのようにお考えなのでしょうか。

井口労働雇用政策課長

徳島県賃上げ支援事業の、こういった理由というところでございます。

事前委員会で岡本副委員長に同様の御質問を頂きまして、先ほどの実績と加えまして御回答させていただいたことの繰り返しにはなりますが、事業の効果といたしましては、事

業規模が小さい事業者を中心に、しっかり対応ができたと考えております。

また、議会の御協力を頂き、申請期限を延長させていただきまして、手続の負担軽減に、一定程度配慮することができたのかなと考えているところでございます。

また、申請終了後に経済団体を通じて事業者の声をお聞きしましたところ、従業員規模が大きい事業所では、対象者全員を申請することができなかったということや、申請書類の準備面といたしましては、雇用契約書に最新の状況が反映されていなかったり、長年見直されていなかったりしたため、必要な申請書類が準備できなかったなどという御意見を頂いたところでございます。

こういったことが、今回の一つの理由になるのかなと考えているところでございます。

達田良子委員

従業員さんが一人、二人というところは申請しやすいかと思うのですが、50人おいでて、その中で該当する人と、該当しない人がいらっしゃった場合に、なかなか申請がやりにくいというか、分かりにくかった面もあったかと思うんです。

それで、申請された事業者の業種というのは分かりますか。

井口労働雇用政策課長

どういった業種の事業者から申請があったのかという御質問かと思います。

こちらのほうも、業種別に見ますと、件数が多い順番にいきますと、製造業、次いで小売業、その次が医療・福祉の業界、それから宿泊・飲食サービス業といったところが順番に申請が多かったところでございます。

達田良子委員

私は本会議とか委員会でも指摘させていただいたんですけれども、全国最大の上げ幅で、時給が980円になったわけですが、この事業に関しては時給930円以上の方は当てはまらないうと、それが申請できなかった大きな理由ではないのかということ指摘させていただきました。

この事業を始める前に、それぞれの事業所が時給をどれぐらい支払っているのかというような調査はされていたのでしょうか。

井口労働雇用政策課長

徳島県賃上げ支援事業につきまして、事前に賃金等の状況を調査していたのかという御質問かと思います。

こちらは、制度を構築するに当たりまして、昨年6月に6月分の賃金の状況について調査しております。徳島労働局が調査を行っておりまして、令和6年最低賃金に関する基礎調査で、県内の6月の賃金の状況について、県内1,624の事業所、約10万5,000人の方を対象に、どれぐらいの時間給になっているのか調べているものでございます。

こちらの数字等々を参照させていただきまして、この調査におきましては、時間給929円以下は約1万8,522人という調査結果がございましたので、こちらを基に県内の就業者数、対象者数を、令和3年の経済センサス活動調査から算出しまして、対象人数を設定

させていただいたところでございます。

ですので、事前に徳島労働局におきまして、令和6年6月分の賃金の状況を調査したものを参考にして、制度設計させていただいたところでございます。

達田良子委員

徳島県賃上げ支援事業が始まってから、恐らく他の議員さんのところにもずっと多くの問合せがあったのではないかと思いますのですが、私のところにもお問合せがございました。

それで、時給は幾らお支払いしているのですかとお尋ねしますと、930円以上ですというところが多かったんです。930円のところもありましたし950円、それから既に980円を払っているというところもありました。それ以上の1,000円というところもあったんです。

それぞれの事業所が、経営が豊かになっているんだと、楽々と経営しているというのではなくて、人手がいないと。経営は厳しいけれども、時給を引き上げなければなかなか人が来てくれないので、仕方なく引き上げているんだというようなお話なのです。

それで、時給を1,000円払っているところは、商店街のような繁華街がありまして、他の職場もたくさんあるので、時給を高くしないと人が来てくれない。もし安い時給で人が辞めてしまったら、また新しい人に来てもらっても、一から覚えてもらわなければならない。その手間を考えたら、時給を高くしておいたほうが、まだましなんだということでやっているんですというお話もございました。ですから、徳島県では時給が恐らく低いだろうということで、数字も出ているということですが、実際はなかなか申請できなかったというのが実情ではないかと思うんです。

この件に関しては、徳島県の先を行っていた岩手県が同じような制度を設けております。昨年は1従業員当たり5万円ということだったのですが、今年、令和7年度は1従業員当たり6万円ということで、引き続き行っております。

賃上げの対象時期が、今年度は令和6年10月1日から令和7年9月30日までの分で、賃上げの対象従業員が県内事業所に勤務する正規及び非正規労働者ということで、同じです。

それから、賃上げ額につきましては、幾らという縛りはないんです。そして、対象時期において、従業員の賃金を賃上げ月の前の月と比較して、1時間当たり60円以上引き上げていることということで、昨年は50円以上だったのですけれども、今年度は60円以上引き上げていたら支援金が申請できると。そして、引上げ後の賃金の水準を1年間継続することということが条件になっているわけなのです。

岩手県の場合は、これで3年目ですね、やっているのですけれども、徳島県の場合は、930円の壁を取り払って、岩手県のこういう制度を見習って、更に続けるべきではないかと思うんです。

時給は980円に上がりましたがけれども、その後の事業者に対する調査は、どうでしょうか。行っているのでしょうか。時給が上がって大変だ、いや、楽々やっていると、どういふ状況なのか教えていただけたらと思います。

井口労働雇用政策課長

現在の県内の経営者の方や事業所から意見を聞いているのかという御質問かと思えます。県におきましては、常日頃から県内企業であるとか県内の経済団体の方に御意見をお伺

いしているほか、経済産業部とも連携いたしまして年に2回、定期的に県内企業も訪問させていただくなど、事業者の方の声を直接お聞きしているところでございます。

現在、県内の経営者の方や経済団体から、お話のとおり最低賃金をはじめ全体的な賃金、人件費の上昇であるとか、昨今の物価高、原材料費等々の物価高で苦慮しているというようなお話も聞いているところではございます。

様々な御意見をお聞きしている中で、県としましては必要な施策をタイムリーに打っていきたいと考えているところでございます。

達田良子委員

岩手県の場合は、令和7年の場合、受付開始が2月20日から始まっているのですが、支給が、岩手県全体で3万人を上限といたしますということになっています。

今、お聞きしますと、929円以下の方が1万8,522人ということで、そういう数字に徳島県は合わせてきたのではないかと思うんですけれども、もう一回、このところを見直して、制度をしっかりと充実させて継続していく必要があるのではないかと私は思うんです。

なぜ継続していかなければいけないのかというのは、徳島県の事業所の実態と合わせて支援しなければいけないのではないかとということが1点。

それと、徳島県の取組が全国的に注目されているんです。国会質問でも徳島県の賃上げ支援金のことが取り上げられましたし、先日、京都府議会でも徳島県に視察に来られた議員さんがありまして、徳島県では非常に先進的な取組を行っていますということで、取り上げられているんです。それから、全国最大の上げ幅であった最低賃金は、80円引上げということで注目されて、知事も日本弁護士連合会に呼ばれて講演されたというようなこともおっしゃっております。

徳島県がこれでもう終わりですというように、引き下がれない状況になっているのではないかと私は思うんです。ですから、制度を十分に充実させて、引き続き零細・中小事業者を支援するという立場に立っていただきたいと思います。

この制度そのものは発展させていくという見通しがあるかと思うのですが、国が行っている制度は一部の方や事業所にしか当てはまらないようなこともございます。いろんな制度、いろんな機器を導入してくださいとか、設備投資をやってくださいというようなことで、小さな事業所ではそれがやりたくてもやれない、そういうことがあると思うんです。

皆さんが使いやすい制度にして、発展させていただきたい、そして継続させていただきたいと思うんですけれども、その取組をお聞きしておきたいと思います。

井口労働雇用政策課長

徳島県賃上げ支援事業を、引き続き実施していくべきではないのかといった御質問かと思えます。

実施しておりました徳島県賃上げ支援事業につきましては昨年度、最低賃金目安額を大きく超え、全国一の引上げ幅84円になったところでございまして、最低賃金につきましては、必ず使用者が労働者に対しまして最低賃金以上を支払わなくてはならない、賃金を支払うという義務がございます。使用者側には、こうした最低賃金を適正に守っていただく、賃上げをしていただかなければならないというところで、国の目安の引上げを余儀なくさ

れる事業者を支援するといったところ、それに適切に対応していただくための激変緩和の一時金として、昨年議会にも認めていただいて予算化したものでございます。

委員に御紹介いただきましたのは、国でも、県の制度と紹介してあったところもでございます。国の経済財政諮問会議等々でも、徳島県の事例といたしまして、この支援事業のほか、県単独で実施した生産性向上の事業とも併せて紹介していただきました。知事も常に言っておりますが、賃上げの支援と生産性向上、そして国が実施します価格転嫁が三つそろってこそであるといったところで、県としましては、国の制度を補完する徳島県賃上げ支援事業と生産性向上と二つの事業で、しっかりと最低賃金に、適切に対応してきたというところで御紹介していただいたものと考えております。

今後、徳島県賃上げ支援事業を、岩手県のような事業としていくべきではというお話を頂いております。

実施するかというところの仮定の話はなかなか難しいのですが、また今後、最低賃金の議論が本格化していくと考えています。

現在、7月末には中央最低賃金審議会から目安が示されるであろうというところでございます。まずは、この目安額が幾らになるのかをしっかりと注視させていただきまして、県の最低賃金審議会の動向を見守っていきたいと考えております。

達田良子委員

今、物価高騰がすぐに止まっていく状態ではございません。ずっと続いていますでしょう。資材が高騰して、どんな小さな業者であっても資材の高騰に悩んでいるという状況がございます。

大きな会社なら大きな資材ですけれども、一人、二人の小さな事業所であっても、例えばプラスチック容器とかを使っているところは、そういうのも値上がりしているんです。

ですから、本当に経営が大変という状況ですので、支援の継続が必要だと私は思います。元々は、賃上げ支援というのは、先ほどおっしゃっていた国の制度をしっかりと充実させて全ての業者が使えるような使いやすい制度にしていく、そして県がそれを補完するというのが一番理想だと思うのです。国の制度そのものが充実するように、しっかりとものも言っていて、そして県もやりますということで、そういう姿勢を示していただけたらと思いますので、お願いして、この件については終わりたいと思います。

次に、徳島県の移住の対策についてお尋ねします。

徳島県も今、いろいろと過去最高の移住者が来てくださったということで、それは喜ばしいことなのですが、徳島県の移住対策を調べてみますと、首都圏からの移住というのがまず出てきます。東京圏からの移住が出てきて、幾ら支援しますということが出てきますが、首都圏以外、例えば関西圏とか、他の県からも移住してもらいたいと思うんですけれども、首都圏からのPRが一番にぱっと出てくるので、何でこうなっているのかなと思うんですが、今現在、移住されている方の出身地は、どうなっているのでしょうか。

南部労働雇用政策課移住交流室長

ただいまの移住前の住所地についての御質問につきましては、令和6年度の移住者数は、多い順に大阪、香川、兵庫となっております。

大阪、兵庫、京都の3府県で777人で、24.3%を占めております。

達田良子委員

私どもの地方議員の学習会でも御説明いただいた分ですけれども、移住者がどんどん増えてきているというような説明を頂きました。県の資料の中で、他県から移住してこられた方がどこに来ているのかが書かれているのですけれども、移住されてきた方のほとんどが東部地域、私たちは南部ですから、是非南部に来てもらいたいと思うのです。

このグラフは東部が突出していますが、首都圏とか大阪とかにお住まいの方が、南部とか西部とか、そういう所に来てもらえるように、せめてこの辺ぐらいまで、均衡とはいかないまでも、南部とか西部とかに来てもらいたいと思うんですけれども、都会からの移住を促進されているという立場上、どのようにお考えなのでしょうか。

南部労働雇用政策課移住交流室長

ただいまの御質問につきまして、都会からの移住ということで、従前から移住支援金については、東京都からの移住支援金を実施しておりましたが、大阪圏との移動が多いという徳島県の特性を踏まえまして、今年度から大阪圏、京都、大阪、兵庫からの移住者に対しても移住支援金を支給するとともに、同圏内のキャンパスに通う大学生等が県内企業に就職、移住した場合に、就職応援金を支給しております。

また、県南部、県西部にも移住者をとというお話でございましたが、去年度から県単独の移住フェアを大阪、東京で実施しております。

今年度は、特に大阪の移住フェアにおきましては、現時点でございますが、オンラインも含めまして全市町村が参加することとなっておりますので、全市町村の皆様と移住支援に取り組み、相談者数増、また移住者数増に取り組んでまいりたいと考えております。

古野司委員長

午餐のため休憩いたします。（12時00分）

古野司委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（13時07分）

質疑をどうぞ。

達田良子委員

先ほどの続きですけれども、移住についてですが、時間的なことで、一部を省略して聞かせていただきます。

東京圏からの移住ということをまず言われていますが、この間の徳島新聞の報道を見ますと、徳島市で、東京圏からだけではなくて関西圏から人を呼ぼうということで、そういうところにも支援金を支給しましょうという取組が進んでいる。そして、先ほど御答弁にもありましたように、全ての市町村が受入れできるようにしていきたいということなのですが、全国のランキングを見てみますと、移住先として静岡県、群馬県、そういうところが選ばれている。1位、2位とかを占めているということで、何が良いですかというこ

とでアンケートをされているのですが、交通の便が良くて首都圏に近い、それから住んでいる所にお買物をする所もたくさんあるし、学校も近い、病院も近い、そして住み心地が良い、便利と。徒歩圏で歩いて行ける所に生活に必要な所があるので、非常に便利ですよということがいわれているのです。

しかし、徳島県はその一つも当てはまるものがございません。便利でもないわけです。交通の便も良くないし、また病院も遠いし、車が無かったら生活できないというような徳島県だけれども、徳島県に住んだことがない方から見れば、すごく魅力的なところがたくさんあると思うんです。

ですから、徳島の田舎暮らしを是非もっともっとPRしていただいて、そして既に徳島にお住まいになっている方に、どこが良いというところをもっとPRしていただいて、西部、あるいは南部に人が呼び込めるような工夫をしていただきたいと思います。東部地域にはもちろん職場もたくさんありますので、集中するのは仕方がないことかと思うのですが、これから南部とか西部とかに人を呼び込む工夫として、どのようにお考えなのか。

南部労働雇用政策課移住交流室長

ただいまの御質問につきまして、移住者には転入時に移住者アンケートを実施しているところですが、アンケートの結果を見ますと、自然環境が良いと答えられている方も多数いらっしゃいますので、そのあたりの徳島県の情報について、今後、SNSや県のホームページで移住希望者に発信していきたいと思っております。

ただ移住につきましては、知名度を上げることで今後のランキング上位に入っていくと考えますので、ターゲットを絞りました情報発信を今年度も実施し、移住希望者に向けて徳島県の魅力を発信いたしまして、徳島のファンをどんどん増やしていき、それから移住につなげてまいりたいと考えております。

達田良子委員

是非とも、徳島県の良いところを発信していただきたいと思います。

徳島に住んでいると案外良いところというのは気が付かないんですけれども、県外から来た方にお伺いしますと、徳島県はとにかく食べ物おいしい、それから自然が豊かで満足していますということなのです。それと、県外の方にお聞きしたのですけれども、刺身の厚さが違いますということを言われました。だから食べ物おいしいのです。お魚とかおいしいと思うんです。

ですから、そういうところの良さもどんどん発信していただくし、また田舎暮らしの良さというか、そういうのもどんどんPRしていただけたらと思います。

特に農業、林業、漁業、1次産業に関わってくださる方を増やしていくことが、とても重要ではないかと思えます。この仕事に就けば大変だということだけではなくて、この仕事をしてそこそこ暮らしていけるというふうになれば住んでいただけたらと思います。自然の中で仕事をするすばらしさを実感されている方には是非お話を聞いていただいて、どんどん徳島県をPRしていただけたらと思いますので、その点よろしく願いいたします。

最後に、JR牟岐線の存続についてお伺いしたいと思います。

私も、たくさん荷物があつたり、寄り道をしなければいけないときには車ですけども、ほとんどの場合、ＪＲを利用しております。

ただこのＪＲは、私は阿南ですので阿南から利用しているんですが、徳島阿南間は30分に1本ありますので、非常に便利です。ですから、時間が遅れるということもありませんし、安全に來られますので利用しているのですけれども、ただ、阿南から南になりますと不便で、減便されたり、その分がバス路線に変わったりしているんです。

もしかしたら阿南から南が無くされてしまうのではないかというような御心配をされている方もたくさんいらっしゃるのですが、ＪＲが無くなってしまうということは、街が寂れてしまうということなんです。徳島県も高等学校などを統合して、駅を使わないというふうになってしまったりして、ＪＲが寂れていくのに手を貸しているのではないかと思えるような面もあるのですが、県として、阿南から南の存続について、どのようにお考えでしょうか。

橋本交通政策課長

ただいま達田委員より、牟岐線の維持、存続についての御質問を頂いたところでございます。

まずはＪＲの今の全体状況でございますけれども、ＪＲ四国につきましては、インバウンドの増加等もありまして、2023年、2024年、2期連続の黒字という状況になってございます。

その一方、運転士不足が深刻化してございまして、昨年9月には愛媛県と香川県、それから今年の3月には、本県でも特急あるいは普通列車の減便等々があったところでございます。

牟岐線も含めて四国の鉄道というのは、つながってこそ意味のある公共交通の幹となるものと認識してございまして、当然、四国4県で足並みをそろえまして、まず乗務員不足というところでは、国に対しまして乗務員確保に向けた支援、それから経営基盤の安定に対する必要な対策を求めますとともに、ＪＲ四国に対しましても一層の採用活動の強化をお願いしているところでございます。

県におきましても、採用活動に関して、ＪＲ四国の採用募集のチラシを県のジョブステーションやイベントで周知しましたり、県が実施する移住相談会への参加要請でありましたり、採用説明のための県内の学校訪問といったところで一緒に取り組んで、汗をかい、採用によって、まず路線維持に必要となる運転士確保に努めているところでございます。

委員がおっしゃるように県南、牟岐線の存続に向けて、沿線自治体も一緒に取り組んでございまして、例えば阿南市におきましては、市内小学校が利用する、校外活動で公共交通を利用する際の運賃補助制度、これは従来からやっているのですが、それに加えて令和6年度には、小松島高校が南小松島駅活性化プロジェクトを立ち上げまして、3月15日には高校生カフェを開いたり、私ども県で公共交通利用環境改善モデル事業補助金を持っているのですけれども、これは牟岐線だけではないのですが、南小松島駅にトイレを設置するとかいったところで利用環境を整えまして、路線維持を図っているところでございます。

ＪＲ四国の社長におかれましても四国の3区間、牟岐線、予土線、一部の予讃線、乗車

率が低いエリアでございますけれども、たちまちこれを廃止とかいうものでなくて、まず利便性向上、利用促進に努めていると表明してございますので、私ども県としまして、四国 4 県足並みをそろえまして路線維持に精一杯努めていきたいと考えてございます。

達田良子委員

J R、鉄道路線というのは、交通弱者の方が安心して移動できるような、そういう元々の精神をきちんと守るべきだと思うんです。

それで今、通勤通学に利用している方もいらっしゃいますし、お買物なんかで高齢者の方が利用している場合もございます。

ですから、J Rで行こうか、自動車で行ってみようかという気持ちになるような、そういう整備が必要ではないかと思うんです。

例えば、駅に車の置場所がないので、仕方なくずっと車で行くという場合もあるかと思っています。ですから、駐輪場とか駐車場の整備であるとかが、とても大事だと思います。今は無人駅がほとんどになってしまって人がいません。トイレもお掃除する人がいないので、トイレも取り払われてしまっておりまして。駅でくつろぐなんてこともできないわけです。通過するだけです。ですから、駅が癒やしの場となるよう、そういうところも整備しなければいけないのではないかと思うのです。

阿南から南といいますと、非常に風光明媚で、県外の方々に立ち寄っていただきたいと思うところもたくさんございます。ですから、鉄道を利用した旅行とかそういうのも P Rしていただきたいし、最近はお遍路さんも時々見掛けますけれども、高齢の方で歩き遍路は大変になってきたというような方もいらっしゃいますが、そういう方が鉄道を利用してまた回れたということもできるかと思うんです。

福島県に支援に 3 年目に行きました時に、四国を 3 回も回ったという方もいらっしゃいました。四国というのは日本中の方の心のふるさとなんだなということを思ったのですが、津波で奥様を亡くされたので毎年、母と一緒に四国を回っているという方もいらっしゃったんです。ですから、お一人だけではないと思うんです。そういう方も多くいらっしゃると思うので、いろんなシーンで鉄道が利用できるようにして、そして絶対に存続できるように是非していただきたいと思います。

今の考え方が、人が少なくなって、乗る人が少なくなってしまったから無くしてしまうんだと、そういうのが全国でやられていますけれども、そうではなくて、少なくとも人の足を守らなければいけないという思いを貫いていただいて、それがまた徳島県の県政の在り方に関わってきますので、とても温かい徳島県というふうに見えるかと思います。

鉄道の存続というのは、ただもうけるもうけないの話ではなくて、徳島県の県政の在り方そのものに関わるものだと思いますので、是非その点、よろしく願いいたしまして、絶対無くすという方向には行かないようお願いして、終わります。

庄野昌彦委員

今、達田委員から公共交通、特に J R の存続についても要望がございました。

私もいろんな委員会で J R、それから路線バス等々についても申し上げてきましたけれども、本当に大事な大事な路線ですので、是非存続できるように働き掛けをしていただき

たいと思います。

それと今回、生活環境部関係で、特に最近、テレビでも言われておった特定外来生物であるナガエツルノゲイトウについて、お伺いしたいと思います。

先日のニュースでも、県内の被害状況で、県北部のことが載っておりました。そしてまた、私の知り合いの鳴門市在住の方も、川でこの地球上で最悪の侵略的植物といわれている、ナガエツルノゲイトウで困っているということで、県の河川課にも連絡しているのだとお聞きしました。

私もつい最近までナガエツルノゲイトウを知らなかったのですが、よくよく調べてみると、非常にとんでもない植物が徳島県内にもやってきているという感じがいたします。このナガエツルノゲイトウというのが本県において、鳴門市とかで、河川や用水路で繁茂しているというふうに聞いているのですが、この外来植物の特徴とか、それから近県にもあるのですが、本県における汚染状況といいますか、繁茂の状況について、まずはお尋ねしたいと思います。

松本サステナブル社会推進課長

ただいま庄野委員より、ナガエツルノゲイトウの特徴、また本県の現状につきまして御質問を頂きました。

ナガエツルノゲイトウにつきましては、水路や河川、湿地等に生育する多年生の水草でございまして、白っぽい球状の花を付けます。茎の長さが50cmから1m程度になる南米原産の外来植物でございます。

平成18年に、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律、いわゆる外来生物法に基づく特定外来生物に指定されておまして、栽培でありますとか、保管、運搬、植栽等が禁止されているものでございます。

国内におきましては、平成元年に兵庫県で確認されて以降、29都府県で繁殖を広げており、徳島県におきましても平成17年に初めて確認されて以来、鳴門市をはじめ旧吉野川水系や今切川水系で生育が確認されているところでございます。

このナガエツルノゲイトウは、水田や畑地で繁茂いたしますと、農業機械の作業性の低下でありますとか、用排水の阻害などの農業被害を引き起こすほか、在来植物の減少や水生生物の生育環境の変化を招くということで、生態系にも悪影響を及ぼすといわれております。

非常に繁殖力、再生力が強いため、大群落になると駆除が困難となりますため、まん延防止のためには早期発見、早期駆除が重要であると認識しております。

庄野昌彦委員

今言われたように、とても恐ろしい植物だなと思います。

茎とかを抜いて、中が空洞になっているので、節みたいなのが流れていったら、そこから根とかを出して定着して繁茂するということで、陸地でも、それから海浜でも育つということで、もしこれが大繁殖したら大変なことになります。水田とか、それからいろんな農作物に影響があるので、重機で取ったりしていると聞きましたけど、ばらばらにしたら、また破片が流れて行って、いろんなところで繁茂したら困りますので、取り方も難しいか

と思いますけれども、是非、農業被害の防止とか、それから水生生物、生態系の保全のために、県として、今後どんな形で拡大を食い止めたり、駆除に取り組んでいくのかをお聞かせいただきたいと思います。

松本サステナブル社会推進課長

ただいま、今後の県としての取組につきまして御質問を頂きました。

ナガエツルノゲイトウの駆除の取組といたしましては、県におきまして、平成24年度に外来生物法に基づく防除計画を作成しておりまして、この防除計画を進めるため、土地や河川の管理者、先ほど河川課等にもお話をという御発言がございましたが、例えば県の管理河川でありましたら本県の県土整備部が管理者でございますが、その管理者に防除従事者証を発行いたしまして、駆除作業を推進しているところでございます。

なお、今年度につきましても、鳴門市内におきましては、大谷川や撫養川等で駆除作業を実施しているところでございます。

あわせて、特定外来生物の拡大を防ぐために、県民の皆様に、まずはその特徴を知っていただくとともに、注意喚起、駆除方法などの情報につきましても、県のホームページに掲載するなど、広く周知しておりまして、防除の呼び掛けを行っているところでございます。

今後とも、このような広報とともに農業被害の防止でありますとか、生態系の保全のため、県土整備部また農林水産部などの庁内関係部局や市町村と連携しながら、本種の防除に努めてまいりたいと考えております。

庄野昌彦委員

いろんな外来生物といいますか、田植えで稲が成長したんだけど、水田の中には今も大きなジャンボタニシとかもおりますし、そういう生物が海外から入ってきて、いろんな悪さをするようなことが日常的に起こる可能性もあります。ナガエツルノゲイトウというのは見るほど何か怖い部分がありますので、是非、拡大の防止を、被害を最小限に防ぐために、関係部局はもとより鳴門市はじめ現場の市町村と連携していただいて、しっかり対応していただきたいということを申し上げまして終わります。

立川了大委員

梶原委員の質問の関連というか、気になることがあって、犬猫の殺処分の件です。

前提として聞きたいのですが、動物愛護管理センターに来る動物は犬と猫だけですか。教えてください。

山本動物愛護管理センター所長

基本的に犬、猫のみとなっております。

立川了大委員

犬猫が来るということで、僕も何年か前に動物愛護管理センターの視察にも行かせてもらったし、動物愛護のことについて触れる機会があったんですけど、実際に殺処分ゼロを

目指していくに当たって、四国特有というか、話の途中で出ていましたけど、完全野犬がいるというところで、どうしても繁殖が防げない、どうしても野犬の率が増えてきたりとか、野犬が持ち込まれた、保護したとしてもなかなか人と暮らしていく状態にもっていくまでは難しいという現実があるのは理解しています。

野犬を人と暮らせるような状態に何とかもっていったって、譲渡というような話だったと思うのですが、野犬ではなくて、例えば多頭飼育をして、崩壊して、これが社会問題にもなっているということもありますけど、多頭飼育ではなかったとしても重度の障がいを持った動物で、手足が、例えば完全に人間の介助がないと生きることさえできないような動物、そんな状態の子が持ち込まれたときに、そういう子たちは譲渡対象なのか。譲渡対象ではないという認識でよろしいですか。

山本動物愛護管理センター所長

例えば、重度の障がいのある犬、猫について譲渡対象なのか、譲渡対象ではないのかという御質問でございます。

治癒の見込みのない犬、猫につきましては、それを受けて治療していくこと自体が苦痛を与えるというふうな考えが欧米では主流であります。日本ではどの程度普及しているかについては様々な見方がある段階ではございますが、治癒の見込みがない、例えばですけれども治療ができないとか、苦痛を感じている、痛みを感じている、あるいは交通事故であちこちの骨折、複雑骨折があり、苦しんでいるような状況の犬、猫につきましては獣医師の判断によりまして、安楽死もあり得るということで認識しております。

立川了大委員

例えば手足がないような障がいでも、預かりたいですという人がいたら預かってもらうことは可能なのですか。

山本動物愛護管理センター所長

立川委員からの御質問ですが、障がいの程度によるところもでございます。例えばですが、足を失っているだけであって、補助具等を使えば人との生活が可能であるといった犬、猫については、譲渡の対象になる場合もございます。

立川了大委員

細かいことを言ったらあれなんですけど、そのあたりは獣医師さんとかが判断されるということでよろしいでしょうか。

山本動物愛護管理センター所長

現在、動物愛護管理センターにおける犬の様々な健康面につきましては、県の獣医師会に委託しておりまして、そこでの獣医師の判断に基づいて、動物愛護管理センターの獣医師が最終的に判断をしております。

立川了大委員

要は今、殺処分をしていないということだったのですが、怪我とかして治療したかいもなく亡くなっていくとかというのは、自然死というか、仕方がないかなと思うけど、以前だったら殺処分対象になっていたのも殺処分が止まっているということで生きていると。

このピースワンコ・ジャパンのホームページを見ると、広島で活動されていて、9年間の殺処分がゼロということなんですけど、例えば、先ほどの質問と重複するのですが、譲渡できない、殺処分ゼロということは、殺処分していたときには処分対象だった子たちもずっと生きていくというところで、そういう子たちは、どこで生きていっているのですか。例えば広島の、譲渡もできない場合とかというのは、どういう所でその子たちを預かってもらっているのかというのは分かりますか。

山本動物愛護管理センター所長

ピースワンコ・ジャパンが広島を本拠地とするということで、梶原委員からのお話にもありましたように、広島県が殺処分ワーストであったのをゼロにしたということでございますが、広島県の動物愛護管理センターのホームページを見ますと事実上の殺処分ゼロということでありまして、環境省の分類によりますと、収容中の死亡とか、さきにお話ししました治癒の見込みのない動物については、安楽死もあり得ますというふうな書き方をしております。詳しい内容につきましては、私のほうでは申し上げられないところでございますが、そういう状況なのだろうというふうな推測をしているところでございます。

立川了大委員

次にいきますが、行政が法律に基づいて動物愛護管理センターを設置して、保護された動物を処分されるのですが、処分ができる根拠というのは、どういう部分が根拠になって、例えばこういう法律のここが根拠になって、そういうことができていますというのを教えてもらえませんか。

山本動物愛護管理センター所長

殺処分の根拠についての御質問でございますが、動物愛護管理法の中に明確に含まれているというわけではございませんけれども、殺処分という措置の仕方について環境省が通知等で示しておりますので、私どもはその方法にのっとって処分をしている状況でございます。

立川了大委員

禁止はされてないという、こういう方法もありますということですよ。分かりました。

なかなか現実、目の前にあることに対して、先ほど事実上のとかって言われましたけど、これを殺処分ゼロにしていくというのは、なかなか完全ゼロというのは難しいのではないかと僕はずっと前から思っていて、一つでも多くの命が救われれば、それは良いことだと思っているので、推移は見守っていきたいと思います。何かそういう事実、本当は亡くなっている子がいるのに、表面だけの理屈で殺処分ゼロですと言ったら、それは違うから、現実的なところは出して、理解していってもらわないといけないんだろうと思います。それが一つ。

もう一つは論点、目線が変わるんですけど、譲渡した後、幸せに暮らす犬猫もおもうんですけど、何年か前の報道というか、僕が見たのは、犬か猫かは言いませんが、譲渡を何回も受ける方、それだけ譲渡を受けてきちんと暮らせているのかなと行くと、譲渡した子に会わせてくれない。いよいよ突き詰めていくと、もしかしたらその人が殺めているのではないかと。

なので、要は譲渡される側にも、この人が動物をちゃんと愛してくれる人なのか、そういう曲がったというか、本来の目的とは違う譲渡を受けているのではないかというような問題もあるかと思うのですが、今回、ピースワンコ・ジャパンとやり取りする中で、譲渡してから後、どういうふうな管理というか、やり取りが続いて、飼い主からの報告を受けているのかとか、その辺はどうなっているのか、あれば教えていただきたいと思います。

山本動物愛護管理センター所長

立川委員から、譲渡後の犬猫の状況の確認について御質問を頂きました。

一般譲渡といいますか、動物愛護管理センターから一般県民等に直接譲渡する場合につきましては、もちろん譲渡される方の飼育状況とかやり取りをしております。その後の状況確認も直接やり取りをすることができます。

御質問のありましたピースワンコ・ジャパン等の協力譲渡団体から、さらに一般の方への譲渡につきましても、協力譲渡団体から定期的に報告を行うという仕組みになっております。

立川了大委員

それは、譲渡した全てについての報告を頂けるということでよろしいですか。

山本動物愛護管理センター所長

譲渡された犬猫、全てでございます。

立川了大委員

分かりました。

この辺にしておきますけど、建前上、センター直と、1回、民間の団体さんが絡んだ先というのは不透明になってくるようなところもあったりしますし、僕は、せっかく良い取組をしているのであれば、少し言い方が悪いですけど、例えば譲渡した子が虐待されていたり、殺されていたりとかというのは、譲渡する側にも責任がある。尖った言い方をしたら、殺処分していたほうがその子にとっては幸せだったかもしれない。

だから、そういうことにならないように、国から殺処分できることを認められている責任の重さと同じくらい、譲渡することにも責任の重さはあると思いますので、民間の団体としっかり協力していただいて、1匹でも多くの犬猫が救われるように、梶原委員の質問の中でもありましたけど、徳島県のそういう、過去から活動されている団体の方としっかり連携をとって、少しでも良くなるように要望して、終わりたいと思います。

古野司委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

この際、申し上げます。

扶川議員から発言の申出がありました。

委員外議員の発言については、議員一人当たり1日につき趣旨説明、答弁を含め、おおむね15分とする申合せがなされております。

まず、扶川議員から趣旨の説明を願います。

扶川敦議員

資源循環型のごみ処理について、質疑させていただきます。

古野司委員長

委員各位にお諮りいたします。

扶川議員の発言を許可したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは、扶川議員の発言を許可いたします。

質疑をどうぞ。

扶川敦議員

資源の有効な利用の促進に関する法律というのができておりまして、その重要な資源の一つに、日本の慣行農業に欠かせないリンの問題があります。

日本はリンを100%輸入しているわけで、これが焼却灰とか汚泥から回収されるということがいわれております。

先日、第20回食育推進全国大会がありましたが、有機自然農法の普及によって一定、リンというのは土と植物の間を循環させることができますが、慣行農業に頼っておりますと、リンが止まった途端に食料危機がやってくる深刻な問題になっています。

この焼却灰とか汚泥からリンを希少金属と合わせて取り出す技術は、既に技術的には確立されている。住民運動がそういう観点から今、徳島県内でもありまして、先日、県にも、是非これに取り組んでほしいという要望がありました。

その団体の資料を見ましても、今、焼却炉を持っている県内自治体の多くは、これを歓迎しております。

なぜかと言うと、焼却灰の埋立てをしなければいけないわけで、それを埋め立てるのではなくて資源化できるのであれば、自分たちの負担にはならないという面もありますから歓迎しているわけです。

先日の申入れでは、直ちにそういう施設を造るのであれば、県がやってほしいんだけど、県のほうの事情もあろうから、すぐ造ってほしいとは言わないと。

まず、そうした技術を、一般廃棄物を含めて、きちんと活用できるかを、採算面も含めて、国が補助を出して全国的に研究を進めておりまして、そのモデルとなる自治体を今、探しているわけです。

この7月にも手を上げる必要があるのですが、その自治体が、徳島県がやろうとしたら、

すべきことは単にデータを提供するだけでありまして、何の財政負担も要らない。私はこれを逃す手はないと思います。

県の循環型社会の取組のデータも、言わば作ってくれるわけで、何も悪いことはありませんし、全国に誇れるトップの取組が徳島でできるのではないかと、その可能性が生まれるのではないかと思いますので、これに手を上げていただきたいと先日も要望がありましたが、検討していただけるというお話もありました。

今、現状でどのようなお考えか、教えてください。

加藤環境指導課長

ただいま扶川委員外議員より、リンと下水汚泥、あるいは焼却灰等のリンの再資源化についての研究・検討について、県も呼応すべきではないかとの御質問を頂きました。

昨年8月に、第5次循環型社会形成推進基本計画が閣議決定されておりまして、国が循環型社会形成推進基本法、経済的にいいですとサーキュラーエコノミーというものを提唱しておりまして、その移行に向けた政策パッケージを昨年末にまとめて各分野、各省庁の事業で取り組んでいるところでございます。

議員の御質問にありました、リン等の再資源化につきましては、現在、国立環境研究所、国環研と民間事業者が共同研究として、自立溶融技術の中核とする複層的な資源確保の構築に向けた研究に取り組んでおりまして、今お伺いしている話では7月にもその研究会を産官学連携で立ち上げると聞いております。

この研究会におきましては、地域の規模や資源量に応じまして、脱炭素化とか、資源有効利用の最大化、環境負荷低減の視点から、発生量の予測ですとか、経済試算などを行って、溶融した場合の資源循環モデルを検証して構築するためのモデルづくりをしていこうとしております。

本県におきましては、昨年におきましても、国立環境研究所の研究、新技術に向けた取組について貢献したいということで、下水汚泥、あるいは市町村のごみ処理施設の焼却灰などをサンプルとして御提供して、そういう協力をしてきた経緯もございますので、そういった取組については、県として協力、連携してまいりたいと考えております。

扶川敦議員

是非、協力をお願いいたします。

これがうまくいけば、徳島が全国に胸を張れるすばらしい取組ができる可能性があるということで、期待しております。

もう一点、資源の有効な利用の促進に関する法律の後に、令和4年からプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律ができております。

元々、プラスチック容器包装の廃棄物は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律で、市町村が分別収集した場合に日本容器包装リサイクル協会から補助が付いていたわけですが、プラスチックを使用した廃棄物というのは、同じプラスチックでも異物扱いをされてリサイクルされていなかった、捨てられていたのです。焼かれたり、埋められたり。これも無駄だということで、新しい法律では適正にリサイクルしようということです。

これはEUの規制強化で、新車のプラスチックは25%が再生プラスチックでなければいけないというハードルが設けられた。これに日本車も対応する必要があるという事情が背景にあるのだといわれております。

それにしても、プラスチックがただ焼かれたり埋められたりするだけではなくて、再生されるというのは歓迎すべきことだと思います。

そのことに関係して、今、阿波市、小松島市、美馬市で進められているトンネルコンポストについて、最初はそのうたい文句、ごみを熱で、発酵で分解して、乾燥させて、地域の可燃ごみから固形燃料の原料を作るという取組としてスタートしたものです。

しかし、商品化されるような可能性が高いRPFは、これではどうもできそうにない。できるという話がありますが、できないのではないかと思います。ごみがいっぱい入っていますので。汚れが。

カロリーが少ないRDFしかできないとなると、引取手も少ない中、ただ乾燥させたものを業者に渡して再利用すること、新たな取組も可能なんだということが、私の住む地域ですけど、中央広域環境施設組合で議論されておりまして、これについては住民から、本当にそれが国のいうプラスチックの資源化といえるのか、サーマルリサイクルではなくて、本当にそれがプラスチックとして再生されるのかと疑問を持っているんです。

最初から、ただでさえ2倍に増えてしまった処分場の事業費が、業者にそのごみを加工したものを渡す段階で料金を取られるのではないかと、更に費用が掛かるのではないかとということで、いろんな疑問が湧いております。

先ほど申し上げた資源の有効な利用の促進に関する法律で、県は市町村に、助言や技術的な支援をすることができるわけです。

場合によったら、県自身が施設を造ったりして、率先的に取り組むこともできると聞いております。

そうであれば、まずは3市の取組についても県として、その内容を把握していただきまして、技術的にどうなんだと、本当に国の方向性に沿っているものなのか、助言あるいは指導もしていただく必要があると思います。

現状、把握されているかどうか、今後そのような助言、指導をしていただけるかどうか、お尋ねいたします。

加藤環境指導課長

ただいま扶川委員外議員より、トンネルコンポスト方式の県内の状況について御質問を頂きました。

トンネルコンポスト方式とは、可燃ごみを今までのようにごみ処理施設で燃やさずに、発酵、乾燥し、好気性発酵乾燥方式という処理方式でごみ原料を再資源化するとお聞きしておりまして、既に香川県三豊市においては、その施設が稼働していると伺っております。

県内におきましては、議員がおっしゃるように、既に中央広域環境施設組合がこの方式での整備を決定して、令和10年度に稼働する予定で現在動いております。その他、小松島市、勝浦町、それから美馬市、つるぎ町のそれぞれ組合におきましても、その整備方針で検討しているというふうにお聞きしております。

家庭から出るごみを中心とした一般廃棄物の処理方式につきましては、処理主体であり

ます各市町村が自治事務として主体的に決定するものとしておりまして、このトンネルコンポスト方式、好気性発酵乾燥方式の施設整備につきましても、環境省の循環型社会形成推進交付金の交付要綱に基づく補助対象として審査され、国でそれが認められ、決定されているところでございます。

今、お話にありましたように中央広域環境施設組合におきましては、当初集めたごみを固形燃料、R P Fとするサーマルリサイクルの方針で進めておりましたが、今、議員からありましたように、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行されたことを受けて、こちらも同法に適合したリサイクル施設方式として提示されておりますコークス炉の原料等に化学利用するケミカルリサイクルや、ペレットとしてプラtoプラ、プラからプラにリサイクルするマテリアルリサイクルへと変更する旨、現法で決められまして、こちらについて既に環境省に御協議されて、ごみを収集する手法から、このケミカルからマテリアルへリサイクルする手法についても、先ほど言いました環境省の循環型社会形成推進交付金の対象として認められるというふうに御回答を頂いておりまして、組合でもその方式での推進を考えているとお聞きしております。

住民が排出する家庭ごみにつきましては法律上、一般廃棄物の処理主体は市町村でございますので、それぞれの市町村が主体となり、それぞれの地域の実情に応じて選定した廃棄物の処理方針を我々県としては尊重して、環境省の交付金活用ですとか、あるいは法律の手續にのっとり、技術的な助言や支援について、引き続き取り組んでいきたいと考えております。

扶川敦議員

それが心配ないと、お任せしていれば心配ないんだと自信を持って言い切れないんです、私は。何といっても最初のうたい文句は三十数億円です。70億円を超えているのですから、それは信用されるわけがない。

私自身が先日、住民訴訟を起こしましたが、私の試算で2倍にもなるような運搬費を払っているように思えるんです。

これから裁判があって明らかになっていくと思いますが、そういう疑念を残したままで見切り発車してしまうと、これから何十年も使っていく施設、20年の期間は短いという御意見もありますから、もっと使えばいいと思うんですけど。

今の中央広域環境施設組合の炉というのが住民の負担を生んでいるんです。大変な維持管理費が掛かっている。そんなことになったら大変ですから、慎重にも慎重を期して透明にやっていただかないといけないのですが、これも是非、行政指導でもやっていただいたら有り難いんですけど、中央広域環境施設組合というところは全く資料を出さないのです。1億4,300万円の運搬費で、私のほうに資料が示されたのは最初、単価4万300円で運びますという1枚の契約書だけです。これで何が分かりますか。

こういう姿勢では、住民から納得されるわけがないですから、このあたりは県としてもしっかり実情を把握していただいて、本当に大丈夫なのかということに関しては、県も助言、指導する責任がある立場として、県民から話があったときには、説明ができるようにしていただきたいということを要望しておきますので、いかがですか。

加藤環境指導課長

ただいま扶川委員外議員から、中央広域環境施設組合について、県としてしっかりとすべきではないかと御質問がありました。

現状につきましては、当然国が認めている、決めている施設整備でございますし、またできるまでの間、ごみを県外に搬出するものについての金額等につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律では委託料が委託業務を遂行するに足りる額であることという一文しか記載がございません。我々県としては生活環境上の支障があるかないか、当然あれば、維持管理上の支障があるものとして指導していく立場でございますが、それ以外のものについては、法律の運用ですとか、契約の仕方、手法等については、技術的な助言を各市町村、各衛生組合さんにしていく立場でございますので、そのあたり御理解いただきまして、我々としては引き続き、中央広域環境施設組合に限らず、各市町村のごみ処理施設それぞれの運用が適正にできるかどうか、動向を注視していきたいと考えております。

古野司委員長

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

生活環境部・労働委員会関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、生活環境部・労働委員会関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号、議案第8号

次に、請願の審査を行います。

お手元の請願文書表を御覧ください。

それでは、請願第15号、最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める請願を審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

飯田生活環境部長

請願第15号につきまして、御説明させていただきます。

最低賃金制度につきましては、最低賃金法に基づき、国が賃金の最低限度を定め、使用者はその最低金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度でございます。

本県の地域別最低賃金については、毎年、中央最低賃金審議会から提示される目安を参考に、徳島労働局内に設置されております公益代表、労働者代表及び使用者代表から成る

徳島地方最低賃金審議会が地域の実情に応じた調査、審議を行いまして、当審議会からの答申を踏まえ、徳島労働局長が決定することとなります。

また、地域別最低賃金の決定に際しては、最低賃金法第9条により、地域における労働者の生計費及び賃金に加えまして、通常の事業の賃金支払能力を考慮して定めなければならないとされております。

国におきましては、経済財政運営と改革の基本方針2025、いわゆる骨太の方針に、最低賃金を着実に引き上げ、2020年代に全国平均1,500円という高い目標に向かってたゆまぬ努力を続ける、適切な価格転嫁や生産性向上、経営基盤を強化する事業承継、M&Aを後押しするなど、賃上げ支援の施策を総動員する、などを位置付けまして、賃上げを起点とした成長型経済の実現を目指すとし、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図ることとしております。

請願第15号に関する説明につきましては以上でございます。

古野司委員長

理事者の説明はただいまのとおりであります。

本件は、いかがいたしましょうか。

（「採択」と言う者あり）

（「継続」と言う者あり）

（「不採択」と言う者あり）

福山博史委員

最低賃金は、労働者の生計費及び賃金に加え、企業の賃金支払能力を考慮して定めなければならないとされております。

最低賃金の全国一律制については、地域間の物価や生活費、産業構造の違いから地域経済の実情との乖離が懸念されるほか、経営基盤が脆弱な中小・小規模事業者の経営に大きな影響を与えるおそれがあります。

また、国においては、最低賃金について、適切な価格転嫁と生産性向上支援により影響を受ける中小企業・小規模事業者の賃上げを後押しし、2020年代に全国平均1,500円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続するとの方針を示しております。

したがいまして、本請願は不採択でお願いしたいと思います。

古野司委員長

それでは、御意見が分かれたので、まず継続審査についてお諮りいたします。

本件は、継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立を願います。

（賛成者起立）

起立少数であります。

よって、本件は継続審査とすべきことは否決されました。

（庄野委員退席）

次にお諮りいたします。

本件は、採択とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立を願います。

（賛成者起立）

起立少数であります。

よって、本件は不採択とすべきものと決定いたしました。

（庄野委員復席）

以上で請願の審査を終わります。

【請願の審査結果】

不採択とすべきもの（起立採決）

請願第15号

これをもって、生活環境部・労働委員会関係の審査を終わります。

次に、お諮りいたします。

委員長報告の文案は、いかがいたしましょうか。

（「正副委員長一任」と言う者あり）

それでは、そのようにいたします。

次に、当委員会の閉会中継続調査事件について、お諮りいたします。

お手元の議事次第に記載の事件については、閉会中に調査することとし、その旨議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、当委員会の県外視察についてでございますが、7月23日から7月25日まで3日間の日程で、地方創生や行財政改革に関する取組等を調査するため、北海道の関係施設等を視察したいと考えておりますが、よろしゅうございますか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは、さよう決定いたします。

これをもって、総務委員会を閉会いたします。

以上で、総務委員会を閉会いたします。（14時07分）